

議案件名（令和3年第3回定例会）

専決処分	1件（補正予算1件）
予算案	3件（補正予算3件）
条例案	5件（制定1件、一部改正4件）
一般議案	5件（公有水面の埋立て1件、工事請負契約1件、製造委託契約1件、 訴えの提起1件、市道路線の認定1件）
決算関連議案	1件（未処分利益剰余金の処分1件）
決算の認定	18件
<hr/>	
計	33件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和3年度千葉市一般会計補正予算（第6号））（令和3年7月30日）

（ 予 算 案 ）

- 1 令和3年度千葉市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和3年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和3年度千葉市病院事業会計補正予算（第2号）

(条 例 案)

1 千葉県固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

審査申出書等への押印を不要とする。

- (1) 固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格に不服がある場合の審査の申出及び審査の決定の手續における負担軽減を図るため、審査申出書、口述書及び固定資産評価審査委員会において作成する調書への押印を不要とする。
- (2) 施行期日 公布の日

2 千葉州市税条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するほか、所要の改正を行う。

- (1) わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を定める。

対 象	特例割合
浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、市長の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設	1/3

※わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を法が定める範囲内で条例で決定できるようにする仕組み

- (2) 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)について、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の適用期限を2年間延長することとする。

区 分			本来の税率 (R3.4.1~ 新規取得分)	軽課税率		
				電気自動車等	R12燃費基準 90%達成車	R12燃費基準 70%達成車
四輪車	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	軽減なし	
		自家用	5,000円	1,300円		

※乗用かつ自家用の四輪車、三輪車の特例については、すでに延長済(R5.3.31まで)

- (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年間延長することとする(R5.3.31まで)。

※特例措置の対象は、一定の機械及び装置等、事業用家屋並びに構築物であって、中小企業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの

- (4) 東日本大震災により滅失等した家屋の敷地の用に供されていた土地について住宅用地とみなす特例が令和8年度まで延長されたことを受け、当該特例を受けるための申告手續についても令和8年度まで延長することとする。

- (5) 施行期日 公布の日ほか

- (6) 法改正 R3.4.1ほか施行

3 千葉市客引き行為等の防止に関する条例の制定について

(市民局 市民自治推進部 地域安全課)

客引き行為等を防止するための市や市民等の責務を定めるとともに、繁華街等の指定された区域内での客引き行為等を禁止するほか、必要な事項を定める。

- (1) 客引き行為等を防止するための市、市民等及び事業者等の責務を定める。

※客引き行為等

道路、公園などの公共の場所で行われる次の行為

・客引き行為、勧誘行為

通行人等の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する、呼び掛ける等公共の場所の平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客になるよう、又は役務に従事するよう誘う行為

・客待ち行為、勧誘待ち行為

客引き行為又は勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

ア 市の責務

客引き行為等を防止するために、市民等や事業者等の意識の啓発を図るなど、必要な施策を推進することとする。また、客引き行為等の防止施策の推進のために、千葉県警察等の関係機関や地域団体と連携を図るよう努めることとする。

イ 市民等の責務

客引き行為等の防止に関する市の施策に協力するよう努めることとする。

ウ 事業者等の責務

客引き行為等を行ったり、行わせたりすることのないよう努めることとする。また、客引き行為等の防止に関する市の施策に協力することとする。

- (2) 「客引き行為等禁止区域」を指定し、当該区域内における客引き行為等を禁止し、また、客引き行為を受けた者を客として店舗に立ち入らせてはならないこととする。

- (3) 客引き行為等禁止区域内での違反行為をした者に対する勧告及び勧告に従わない者に対する命令について定め、命令違反等に対する公表、過料について定める。

※過料の額 5万円以下

- (4) 客引き行為等禁止区域内にある土地や建物を他人に提供する者は、その契約の際に、相手方が違反行為を行わない旨を約させるよう努めることとする。

- (5) 施行期日 公布の日(客引き行為等禁止区域内における勧告、命令、公表及び過料の規定についてはR4.4.1)

4 千葉県科学館設置管理条例の一部改正について
 (教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

利用料金の上限の額を改定する。

- (1) 利用料金の上限の額を改定する。
 ア 常設展示、プラネタリウム一般投影(それぞれ1人1回につき)

区分	個人		団体(30人以上の場合)	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般	620円	700円	490円	560円
高校生	300円	350円	240円	280円

※小学生・中学生、企画展示及びプラネタリウム特別投影の区分は改定なし。

- イ 附帯施設

区分	改定前	改定後
バス駐車場(1日1回につき)	2,200円	3,000円

- (2) 施行期日 規則で定める日

5 千葉県営住宅条例の一部改正について
 (都市局 建築部 住宅整備課)

さつきが丘団地を廃止する。

- (1) 施設の老朽化に伴い、さつきが丘団地を廃止する。
 ア 位置 花見川区さつきが丘2丁目25番地1
 イ 構造(戸数) 準耐火構造平屋建・2階建(58戸)
 ウ 建設時期 S48年度及びS49年度
 (2) 施行期日 公布の日

(一 般 議 案)

1 公有水面の埋立てについて

(都市局 海辺活性化推進課)

千葉港港湾管理者から諮問のあった国土交通省関東地方整備局の出願に係る中央区中央港2丁目67番に隣接する無番地先の公有水面の埋立てに関し、異議のない旨回答する。

(1) 公有水面埋立事業の概要

- ア 目的 千葉港千葉中央地区の出洲ふ頭に新たな岸壁及びふ頭用地を整備する。
- イ 施行主体 国土交通省関東地方整備局 (代表者 関東地方整備局長 若林 伸幸)
- ウ 埋立位置 中央区中央港2丁目67番に隣接する無番地先の公有水面
- エ 埋立面積 7,148.21㎡
- オ 埋立地の用途 ふ頭用地
- カ 施行期間 3年

2 工事請負契約について(千葉市環境保健研究所整備工事)

(保健福祉局 医療衛生部 医療政策課)

施工場所 若葉区大宮町3816番1外
工事概要 (1)建築工事一式
(2)電気設備工事一式
(3)空調設備工事一式
(4)給排水設備工事一式
(5)昇降機設備工事一式
(6)実施設計業務一式
(7)工事監理業務一式
契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式)
契約金額 2,434,080,000円
工期 契約締結日の翌日から令和5年5月17日まで
請負者 戸田・新日本建設共同企業体

(1) 総合保健医療センターの大規模改修に伴い、センター内の環境保健研究所を移転する必要があることから、研究所を単独で整備する。

(2) 年度計画

- R3.10~R4.5 実施設計
- R4.6~R5.5 建設工事
- R5.6~R5.8 開設準備
- R5.9 供用開始

3 製造委託契約について(千葉市科学館展示リニューアル)
(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

契約目的	千葉市科学館展示リニューアル
委託概要	展示リニューアル一式
契約方法	一般競争入札
委託金額	341,000,000円
委託期間	令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
委託先	株式会社乃村工藝社

(1) 科学館は平成19年の開館から10年以上が経過し、展示内容の老朽化及び陳腐化が見られることから、リニューアルを実施する。

※リニューアル内容

- ア 新規展示品(有人潜水調査船「しんかい6500」実物大レプリカ等)の製作・設置
- イ グラフィックパネルの入替え、映像コンテンツのリニューアル
- ウ 既存展示品の修繕、移設及び撤去
- エ フロアサイン・エリアサインの改修

4 訴えの提起について (教育委員会事務局 教育総務部 教育職員課)

国家賠償法第1条第2項の規定に基づく求償金の支払を怠る者に対し、その支払を求める訴えを提起する。

・ 訴えの概要

- (1) 事件名 求償金請求事件
- (2) 裁判所 千葉地方裁判所
- (3) 当事者 原告 千葉市
被告 市立小学校元教諭
- (4) 請求の趣旨 次の判決を求める。
 - ア 金31,797,213円及び遅延損害金の支払
 - イ 訴訟費用の被告負担
 - ウ 仮執行宣言
- (5) 請求の理由 市は、被告によるわいせつ行為等の被害児童5名に対して判決に基づき支払った賠償金について被告に求償金の支払を求めたが、被告がこれに応じないため、訴えを提起するものである。

5 市道路線の認定について

(建設局 土木部 路政課)

認定 23路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為に伴う路線の認定

(決算関連議案)

1 令和2年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(建設局 下水道管理部 下水道経営課)

未処分利益剰余金 1, 827, 088, 517 円のうち 684, 435, 272 円を減債積立金に積み立て、1, 142, 653, 245 円を資本金に組み入れる。

(1) 未処分利益剰余金について、企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てるとともに、令和2年度に企業債の償還に充てた減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる。

(決算の認定)

1 決算の認定について

}

18

(令和2年度の一般会計、14特別会計、3企業会計の各会計の決算の認定)